

## 医療機器を用いた診療における新型コロナウイルス感染症予防策について

新型コロナウイルス感染症流行下においても、多くの診療で医療機器が使用されています。医療機器の取扱説明書では、一般的な再処理や日常点検の方法については詳しく触れられているものの、通常使用時の感染予防策については十分に記載されていないのが現状です。そのため、今回の新型コロナウイルス感染症に対しては、通常の再処理、日常点検に加えて、使用時の適切な感染予防対策を明らかにする必要がありますと考えられます。

医療機器を使用する診療においては、以下の点に注意して、患者と医療従事者の感染予防を徹底してください。

- 1) 診断用・治療用医療機器のいずれの使用においても、取扱説明書に記載された再処理（洗浄、滅菌）、日常点検に加えて、患者ごとに適切な感染予防策を実施する。
- 2) 患者と接触する可能性のある医療機器については、標準予防策、接触予防策に準じ、患者ごとに医療機器表面とその周辺環境、患者接触面のアルコール清拭を実施する。（診断用放射線機器、超音波診断装置、患者用ベッド、体温計、血圧計など）
- 3) 患者と接触する可能性のある医療材料については、患者専用の使用とし、施設の状況に応じて、関係省庁や日本医師会から提供される情報を参考に単回使用医療機器への切り替えを考慮する。（喉頭鏡、手術用ハンドピース、ドリルバーなど）
- 4) 診療中にエアロゾル発生のある医療機器を特定し、機種ごとに適切な感染予防対策を講じる。（人工呼吸器、内視鏡装置、電気メス、気腹装置など）
- 5) 診療中にエアロゾル発生のある医療機器の使用にあたっては、患者と医療従事者の安全確保のため、室内の十分な換気を行い、標準予防策、飛沫予防策に加えて、エアロゾル対策を考慮する。
- 6) 新型コロナウイルス感染症疑いの患者に対しては、診断の確からしさ、患者の既往歴や症状など臨床的背景に応じて、施設ごとに医療機器を用いた診療時の感染予防策を確立する。